

平成 27 年度地球市民かながわプラザ事業計画書

1 管理施設の維持管理に関する業務

(1) 管理施設における保守管理業務

ア 保守点検業務

本業務は、他社への業務委託にて実施します。業社選定にあたっては県内中小企業者を対象に公募による入札を行い、費用対効果と信頼性の高さをポイントに厳正かつ適切に実施します。

(2) 管理施設における環境維持管理業務

ア 清掃業務

- ① 社内外研修制度を活用し、人材育成・資格取得に努めます。
- ② トイレ、給湯室、事務所、各展示室、その他各室等細菌の発生元となりやすい箇所について消毒効果を伴う資材（洗剤等）を使用することにより、施設内感染防止に努めます。
- ③ 清掃員等の業務従事者の日常的な健康管理に努めます。
- ④ 使用資材は、経費節減及び環境保護の観点から使用を最小限に留めるとともに、月毎の使用実績を記録し、在庫管理システムによるチェックを定期的に行います。
- ⑤ 使用する資機材、洗剤等は環境に優しいものを使用します。
- ⑥ 適材人員を配置し、優良なクリーンスタッフによる清掃方法により、無駄な作業を無くし、コスト削減を推進します。
- ⑦ 当該施設の美観維持、少しでも建物を延命させるよう適材な清掃資機材（環境に優しい道具）、プラザの資機材をいためないような作業方法を取入れるなど工夫を取り入れます。

イ 保安警備業務

犯罪や災害の発生を警戒・防止し、財産の保全と利用者の安全を守るため、職員が保安警備の意識を持って日常の業務を行います。各施設担当者がそれぞれの持ち場の点検を行うほか、毎日 2 回程度、5 階展示室全体の巡回による点検を行います。

また、来館者が多い土、日、祝日には、主任或いは副主任を安全対策担当者として配置し、事故発生等の対応に備えます。

(3) その他管理施設の維持管理に必要な業務

ア 事故対応マニュアルの整備と演習

事故発生時に迅速に対応できるよう「事故対応マニュアル」（防犯・防災チェックシート）の名称で作成）の整備をさらに進め、施設利用者、職員双方の安全確保のため、日頃のリスクマネジメントと安全意識の徹底を図ります。

なお、緊急時に本マニュアルを確実に運用できるよう、職員の講習、日々の訓練等の教育を行うとともに地域の警察や消防と連携し、イベント等の実施に当たっては事故・災害・

病気などに対するシミュレーションの確認を行います。

イ 主要な設備の更新

開館後17年を経過し、施設内の基本設備が老朽化するとともに、部品供給終了に伴い修理不能に陥る可能性が増大しています。

この事態の対応として、既に、プラザホールの舞台・吊り物制御、吊り物ワイヤーロープの更新を平成24年度～26年度にかけて終了しました。

プラザホール照明設備も同様に更新が必要ですが、高額であり、今後数年に亘り計画的に実施していくことが必要となります。平成26年度ではボーダーケーブルの一部を更新、平成27年度では調光操作卓、調光器盤等の中で、可能な機器の更新を進めていきます。

また、常設展示室の設備も老朽化し更新が必要な機器が多くみられるため、こちらも優先順位を検討しながら順次更新していきます。

2 管理施設の運営に関する業務

(1) 管理施設の利用の受付及び承認に関する業務

ア 施設の利用受付

貸出施設の利用申込等手続及び空き状況の照会は、神奈川県公共施設利用予約システムを利用して行います。ただし、プラザホール及び控室の利用申込等手続については、書面又は電話による受付を行い、別途管理台帳を用意します。

イ 常設展示室受付業務及びホール運営管理業務

専門技術者を配置するため、公募による業務委託契約で実施します。

また、受付案内員のリーダーは、「普通救命講習」を受講し、AED操作等救命技能を有する人材を配置します。

(2) 管理施設の利用案内に関する業務

ア 利用者ニーズの把握

施設サービス等に関するアンケートを実施し、アンケートの声を利用者サービスの向上に反映します。アンケート結果より、対応可能なものには即時対応し、長期的な対応が必要なものには関係機関と協議をしたうえで対応策を検討します。なお、アンケートの種類は、事業ごとに実施するものと1か月の期間を通じたアンケートなどを行い、きめ細かなニーズ把握に努めます。また、登録いただいている展示ボランティアの皆さんには、様々な角度から利用者の声を聴取していただき、利用者の利便性を高めていきます。

イ 苦情処理

一般利用者のアンケートによる情報収集などから、苦情が寄せられる前に改善を図るなど施設運営体制を整えます。アンケートに寄せられない苦情の方が圧倒的に多いものと認識し、特に、事務室受付・総合受付・常設会場受付や情報ライブラリー・情報フォーラム受付など利用者と直接コンタクトする職員は、迅速な苦情処理を行うとともにその内容を館長及び国際課まで届く管理体制をさらに継続して進めていきます。

3 利用料金の徴収に関する業務

施設利用料金、設備利用料金及び観覧利用料金は、神奈川県立地球市民かながわプラザ条例（平成9年条例第37号）（以下「条例」という。）第12条第2項の規定に基づき定めた額を徴収します。

利用料金は、条例第13条の規定に基づき定めた「神奈川県立地球市民かながわプラザ利用料金減免基準」により、減額または免除するものとします。

4 事業の実施に関する業務

(1) 学習センター事業

A 展示学習事業

こどもから大人まで幅広い年齢層にプラザの理念や趣旨を魅力的に伝え、家族連れや友達同士で楽しく学べる充実したプログラムを提供します。

週末の利用人数が多い時間帯に、世界の遊び、言葉、衣装といったテーマのプログラムをプラザ職員と展示運営ボランティアによって実施します。

ファンタジー展示室では、地球市民意識の基礎となる豊かな感性を育てるために、幼児を対象に合唱や音楽に合わせた体操、絵本の読み聞かせ等を行います。

[事業構成イメージ]

1	やってみよう！世界の遊び（特別設置）
2	やってみよう！世界と日本の遊び
3	聞いてみよう！世界のおはなし
4	使ってみよう！世界の道具
5	しゃべってみよう！世界のコトバ
6	ならしてみよう！世界の楽器
7	作ってみよう！世界の楽器
8	着てみよう！世界の衣装
9	覗いてみよう！世界の暮らし
10	考えよう！世界の今
11	覗いてみよう！世界の食べ物
12	作ってみよう！世界の民芸 ジュートストラップ作り
13	昭和の時代～私たちの戦争と生活～ ※期間展示含む
14	ボランティア自主企画（パンくんシリーズなど）

B 展示企画事業

世界の伝統文化、環境、平和、地球規模の課題などに焦点を当て、楽しく学び、豊かな感性を育む企画展を開催します。

実施企画案は下記の通りです。

ア 野町和嘉写真展「聖地巡礼」 4月2日～4月19日

写真家・野町和嘉は、20代半ばでサハラ砂漠を訪れ、大地のスケールと、過酷な風土に生きる人々の強靭さに魅せられたことがきっかけとなって、今日までドキュメンタリー写真を撮り続けてきました。

灼熱の砂漠や極限の高地など過酷な土地に赴き、そこで生きる人々、そして彼らの日常を支える祈りの現場をとらえてきた世界取材の成果を約80点の写真を通して紹介します。

関連イベントとして、息をのむほど美しいと言われる、知られざるインドの聖地、黄金寺院〈ハリマンディル・サーヒブ〉をテーマに撮影されたドキュメンタリー作品「聖者たちの食卓」の上映会を2階プラザホールで開催します。この寺院では、毎日10万食が巡礼者や旅行者のために、すべて無料で提供され、宗教も人種も階級も職業も関係なく、みなが公平にお腹を満たすことができる「聖なる場所」として知られています。有料上映（大人500円）とし、映画上映後、インド文化を紹介するアフタートークセッションを設けます。

イ「世界のバリアフリー絵本展」 4月28日～5月10日

国際児童図書評議会（IBBY）障がい児図書資料センターより選定された世界22か国60冊の推薦図書を展示します。展示会を見に来てくださる方々にとって、初めて見たり読んだりさわったりする本が多く、そういう本を必要としている子どもたちが社会に共にいるのだということ、世界の知恵と工夫が、本にあるバリアを超えていくアプローチや更なる可能性につながるということを、展示資料を通して、感じ、考えていただくきっかけとします。

県内で活動するボランティア団体「よこはま布えほんグループ」が作成した布の絵本、布おもちゃも合わせて展示、障がいのあるなしに関わらず、全ての子どもたちに絵本の喜びやおもちゃの楽しさを感じて欲しいという団体のオリジナル絵本20点と布遊具遊具を紹介します。会期中に多言語による読み聞かせ会、布遊具作りワークショップ、バリアフリーをテーマとした講演会といった関連イベントを開催します。

ウ「身近なものから環境問題を考える こども世界理解プロジェクト」（仮題） 9月

私たちの身近な生活の中から生まれる、日用品や廃棄物などの背景を知ること、世界とのつながりを再確認し、その物の背景に隠れた地球規模の課題を考えます。それらをリユースし形を変えて作り上げた展示物を見たり、実際に作ってみたりと直に触れることで、より世界との関係を理解する契機とします。会期中は、関連のワークショップを体験したりしながら、特に子どもたちが、自分たち自身で世界のために何が出来るのか？ということを考えてもらいます。

エ「国際平和芸術作品展、戦争と美術、戦争と写真展」（仮題） 11月～12月

世界の至る所で、まだ解決されない戦争や紛争。そのきっかけは何か？そこに生じる問題は何か？など、展示物やパネルから読み取ってもらう展示を行います。武装解除に

より平和な社会に進む最中、その遺産である武器や兵器を用いたアート作品や、世界の戦争と平和をテーマにした美術作品、写真作品を紹介し、作品を通して、平和への願いを見出してもらいます。暗いテーマであるがゆえに、世界平和の尊さや命の尊厳など大切なことに目を背けることなく、明るい世界を作り上げていくための希望を見つけてもらいます。有料展示（常設展示室と共通券）とし、5階国際平和展示室と合わせて来場者に見学していただく機会とします。

オ「世界のアートと世界の民芸展」（仮題） 1月～3月

世界の国々の特有のアート作品の中には、その国や地域の独自の文化や歴史が表れています。生活の中で使うもの、お祭りなど祭儀の際に使用するもの、自然の中に生きるもの、様々なものから作り上げられたアーティスティックな作品から、私たちの住む日本との違いなどを発見し国際理解を深めていきます。また、完成度の高い芸術品とも呼べる展示物から、その国の産業や、世界の人々の生き方などを学びます。

C 映像ホール事業

子どものための映画会を継続的に行いつつ、更なる映像ソフトの向上を図りながら、映像ライブラリー所蔵のビデオ・DVDを活用した事業を展開します。

ア「アースシアター」 月1回（通年）

月1回、週末の日中に、一般公開が難しい開発途上国の映画や自主映画などを上映します。映画によっては監督や関係者によるトークショーなども合わせて実施し、地球市民意識の醸成を促進します。

イ「こども映画会」 春休み、夏休み、冬休み期間など

祝日や夏休み、春休み期間などに、幼児、小学生向けの映画上映を実施します。

ウ「フライデーナイトシアター」 金曜夜 年間4回～6回程度

金曜夜の時間帯に、映像ライブラリー所蔵の作品を中心に上映会を行います。冬期においては、夜間上映に替えて午前中の上映会なども企画します。

エ 校外学習サポート

校外学習の受け入れに際し、オリジナルアニメ「この星の上に」の他ライブラリー所蔵の作品など学習ニーズに対応した作品を上映します。

D 交流交歓学習事業

小中学生から大人までを対象にした参加型ワークショップを実施する。各テーマごとに年間4～6回のシリーズで事業を展開します。

ア ワークショップ「世界の教室」 年6回程度

月ごとに特定の国あるいは地域をとりあげ、在住外国人を講師として招き、その国の文化や伝統についての話をします。異なる見方を知り、その国、地域の理解を深め、興味を持って海外を感じる企画を行います。

イ ワークショップ「世界の楽器・文化」 年6回程度

プラザ所蔵の民族楽器や遊びなどを中心にした、世界の文化を知るワークショップを実施。音楽や踊りを通して、その国の文化や伝統を学ぶことで国際理解に繋がります。

E 地球市民学習事業

地球市民学習事業は、幅広い年齢層を対象に、世界的、社会的課題について広く周知し、地球に住む一人として、それらの解決に必要な素養を身に付けることを目指すことを目的とします。県民のより広く且つ深い課題の理解につながるよう、工夫したプログラムを年に6回実施します。開催中の企画展示の内容とも関連付けをし、展示とともに講演によって、より理解を深める取り組みを行います。

【実施企画案】

- ・世界のバリアフリー絵本展開連講座
- ・戦後70年関連講座
- ・シリーズ「世界の街角から」～青年海外協力隊派遣50周年企画～
- ・その他企画展開連講座
- ・全国規模のシンポジウム等の実施
「国際的あるいは地球規模の視点からの提言」あるいは「多文化共生」をテーマとした講演会およびワークショップの実施

F ビエンナーレ国際児童画展開催

絵画を通じて、こどもたちの夢と創造力を育み、神奈川のこどもたちに世界を、世界のこどもたちに神奈川を紹介し、国際理解と国際交流の推進を図ります。

平成26年度中に実施した最終審査の結果の公表と入賞者表彰を行います。また自治体や、近隣施設、国際交流機関等からの要望により18回展の作品の巡回展を実施します。

- ・表彰式、展覧会及び巡回展の開催
表彰式：平成27年7月4日
展覧会：平成27年7月上旬～8月下旬
巡回展：平成27年9月～平成28年3月 県内14市区町村で開催予定
- ・作品集の作成・頒布
第18回展の作品を製本し、入賞入選者へ贈呈します。また展覧会会場、巡回展会期中一般向けに販売します。
- ・応募作品の活用
過去の入選入賞作品の貸出、館内での掲示
- ・デジタルミュージアムのホームページ運営

G 展示運営・展示ボランティアの運営

プラザの設立目的である「こどもの豊かな感性の育成」、「地球市民意識の醸成」「国際活動の支援」を達成するために常設展示室を良好に保ち、入館者へのサービスをボランティ

ア活動等により充実させます。

ア 常設展示室等運営

- ・ 利用者、学習プログラム及び各種研修・視察への対応
各展示室内の入館者に対する展示案内をはじめ、安全管理、展示室内の展示物の整理等を行う。
- ・ 展示施設、設備の運営
- ・ データ及び機器の日常保守点検

イ 展示ボランティアシステム運営

- ・ 展示ボランティアの募集、研修の実施
- ・ 展示ボランティアの活動に対する支援及び指導等
- ・ 新規ボランティアの募集、

H 校外学習の受入等

- ・ 教員等からの校外学習相談への対応
- ・ 利用前後及び利用当日の学習指導案作り
- ・ プラザ施設を活用した体験的な国際理解教育、平和教育プログラム等の実施等
- ・ 学習資料等の作成など受入れ促進の実施

I その他、提案事業

ア アウトリーチ事業

① 神奈川県環境保全への理解の促進

足柄上郡松田町を中心として、県内の森林保全・環境保全についての県民理解を促進するため、森林体験プログラム等を実施します。プラザにおいても参加者を募集し、イベントへ参加するなど神奈川県が推し進める環境保全についての理解を促進する交流事業を実施します。

② 国際理解教育出前講座

プラザに訪問することが難しい神奈川県内の学校への出前講座を実施します。

イ その他、館内実施事業等

① 「あーすぷらざインフォメーションツアー」 隔週土・日曜日いずれか1回

隔週の土・日曜日、いずれかの午後1回、クイズやお話を交えながら、プラザの案内を実施するとともに、様々な展示物や収蔵品を利用してクイズ等のゲームを行い、国際理解や多文化理解につなげます。

② 「あーすキャンドルナイト」夏至あるいは冬至

電気を消してスローな夜を過ごすキャンドルナイトを実施する。プラザの電気をオフにしてキャンドルを見つめながら、ある人は省エネを、ある人は平和を、ある人は身近な人を思いながら、一人ひとりが静かな時間を過ごすイベントを行います。

③ 世界のお化け大集合（仮題） 10月下旬

10月下旬のハロウィーンに合わせて、世界のお化けを紹介するプログラムを実施します。展示学習事業と関連させ、各国の文化・風習や祭りなどで見られる、妖精、妖怪などを取り上げワークショップを実施し、館内仮装パレードなどを行います。また

近隣地域とも連携し、地域市民、外国籍県民との交流の場となるような機会をル繰り返します。

J インターンシップ／教員研修事業

プラザ事業に対する理解を深めてもらうため、高校生・大学生のインターンを受け入れ、職場体験の機会を提供します。

(2) 情報・相談センター事業

A ライブラリー事業

映像ライブラリーは、大人が異文化を学ぶための図書・映像を揃えると共に、子どもが絵本や雑誌及び映像に親しむためのスペースとし、機能的なライブラリー運営を行います。

ア 映像・図書資料の収集整備

あーすぷらざの趣旨に沿った「国際理解」「人権」「世界」「環境」「多文化共生」等に関する図書資料を収集整備します。

イ 利用者への図書の貸出及び視聴覚資料の閲覧サービスの提供

県民の異文化理解を啓発できるよう、上記資料の貸出及び閲覧を促進します。

ウ こどもコーナーの運営

読み聞かせのできる「こどもコーナー」に子ども向けの本、絵本、映像を増やし、本を読む楽しさや読書のきっかけ、異文化理解を育みます。

エ 図書等展示

国際イベントやあーすぷらざ企画展その他の事業に関連した図書等資料の展示を行います。

【展示案】

- ・戦後 70 周年
- ・外国の絵本
- ・教育相談員おすすめの一冊
- ・新しく入った本
- ※その他タイムリーな話題に合わせて展示予定

オ イベントの実施

世界に対する県民の視野を広げるため、また、気軽に施設を利用いただくため、あーすぷらざ映像ライブラリーならではのイベントを実施します。

【イベント企画案】

- ・多言語による読み聞かせ
- ・外国絵本のブックトーク
- ・図書館で働く体験

カ 図書管理システムの管理運営

キ 視聴管理システムの管理運営

B 外国籍県民支援事業

これまでの事業運営を基本に、他の支援団体、民間団体との連携を十分に図り事業運営を行います。また、外国籍県民の支援につながるような自主事業、共催事業を企画し実施します。

ア 外国籍県民生活支援等に関する情報収集整備

これまで収集された情報の更新と新たな情報収集（他自治体のガイドや多言語くらし情報等）を行い、2階情報フォーラムや外国籍県民相談室にて配布、閲覧、情報提供できるようにします。

情報フォーラム内に設置した Wi-Fi システムの周知を図るとともに、県民が多言語情報にアクセスするためのパソコンを設置します。

イ 外国籍県民相談事業

あーすぷらざ2階情報フォーラム内に設置された外国籍県民のための相談窓口では、外国籍県民にとって解決が必要な諸問題に対し、適切な情報の提供・助言を行うことのできる相談員を配置し相談業務を実施します。平成24年度より採用した一般相談コーディネーター、一般相談ソーシャルワーカーの2名を活用し、川崎県民センターと県央地域県政総合センター県民の声相談室への人材派遣によるアウトリーチ事業を適正に行うと共に、各相談員の相談対応レベルや情報量の底上げを行います。

また、県内外の支援機関や個人と連携し、提供する情報の向上を図ります。

① 相談窓口事業 別添「外国籍県民支援事業相談日程表」のとおり実施【3か所計7言語で対応】

各言語で適切な助言のできる相談員を配置します。職員と相談員との連携を強化し、相談員が安心して相談業務に取り組める体制づくりに努めます。過去の事例を集約し、事例集（対応マニュアル等）の改定や報告書の作成を適宜行います。

② 連絡会の開催

入国管理局やハローワーク、国際交流ラウンジ等とのきめ細やかな情報交換のため、年1回もしくは2回の連絡会を開催し、事例収集と研究を重ね、よりの確な情報提供に努めます。

③ 研修会の開催

県内各市町村の外国人相談窓口の相談員や通訳者、外国籍県民支援の活動をするNPO法人職員やボランティア等を対象にした研修会を年5回開催します。研修会ではタイムリーな講習内容を選択し、外国籍県民の相談業務に活用するための知識と技術の習得の場とします。

【研修会テーマ案】

- ・在留カード切替にあたって
- ・外国人の就労支援

- ・高齢化に伴う社会保障
※その他タイムリーな内容を取り上げる予定

ウ 教育相談事業

あーすぷらご2階情報フォーラム内に設置された教育相談窓口で、外国につながる子どもたちを支援するための相談事業を実施します。

また、県内外の支援機関や個人、教育委員会や学校と連携し、相談対応の向上を図るとともに、アウトリーチによる相談を実施します。

① 相談窓口事業 別添「外国籍県民支援事業相談日程表」のとおり実施【1か所4言語で対応】

相談対応は教育相談コーディネーターとサポーターの2名体制できめ細やかな相談業務を実施します。過去の事例を集約し、事例集（対応マニュアル等）や報告書の作成を行います。

② アウトリーチによる相談事業

他の支援機関(市区町村教育委員会やNPO)と連携して、年1回以上のアウトリーチによる相談を実施します。

③ 連絡会の開催

外国につながる子ども支援のための機関(主に教育委員会)との情報交換連絡会を公益財団法人かながわ国際交流財団との共催で実施します。

エ 総合的な日本語学習等支援センター事業

これまでの事業運営方法を基本に、積み重ねられた知識と情報を集約し広く活用できるよう工夫します。外国籍県民をはじめ学校教育や日本語教育等に関わる人々の情報センター的存在として機能できるような体制づくりを行います。

① 教材・情報の収集、提供（データベース化、インターネットの活用等）

来館者向けの日本語関係の教材・情報の収集・提供を行うとともに、海外や他県で使用している教材も積極的に収集します。

C 広報・情報発信事業

ア プラザ施設案内、各種事業や地球市民学習に役立つ情報を掲載した広報物の発行

月2回程度のメルマガ、催し物の案内やチラシなどを作成し、適切な場所へ配布します。

イ ホームページ運営

見やすく、わかりやすいホームページの運営をします。

ウ 複写機の設置

D その他 提案事業

県民が多文化共生社会に対する認識を深めることができるよう、以下の事業を実施しま

す。

ア 多文化共生をテーマにしたシンポジウム、フォーラムの開催

※同時に(1)学習センター事業 E 地球市民学習事業 に該当する場合あり

多文化共生の先進県とされる神奈川県内の具体的な取り組みを発信するシンポジウムや、普段外国人と触れ合うことの少ない日本人への啓発を目的としたフォーラムを実施します。

【シンポジウム企画案】

- ・映画で語る多文化共生

【フォーラム企画案】

- ・日本語スピーチフォーラム

イ 多文化共生教育の出前講座

教員や支援者、ボランティア等を対象として「多文化共生入門」「外国につながる児童生徒への対応」などの出前講座を実施します。

(3) サポート・ネットワーク事業

A NPO等活動支援事業

ア NPO等が実施する事業に対する活動場所の提供や広報・PR等の支援

NPO等が実施する企画・事業をサポートし、プラザの設立趣意に合致する事業に対し、活動場所の提供や広報・PR等を支援します。活動場所としては、情報フォーラム内フォーラムスペースを設立趣旨に沿う活動団体に無償で提供します。また、情報フォーラム内フリースペースでパソコンやWi-Fi等を利用しやすくするなど、市民活動スペースとして快適な環境を整えます。

イ NPO等からの相談への対応

プラザ施設を利用し事業を展開したい団体や県民に対し、正しい情報を丁寧に伝達するとともに、企画や実際の運営に対しても積極的なサポートを行います。情報フォーラム内に市民団体やNPO団体に有益な資料を集めたコーナーを運営します。

ウ NPO等が発行するニュースレター等の収集整理

映像ライブラリーや情報フォーラムの事業とタイアップして、これまでの情報の更新と新たな情報収集を行います。NPOニュースレターの館内提示やメルマガ掲載などを通して、団体やその活動の紹介をします。

エ NPO等に対する国際理解や多文化共生に関する情報の提供

情報フォーラム等の資料を利用して、NPO等の団体に活動上必要な情報を提供します。情報提供の一環として、国際理解や多文化共生の講話やセミナー、ワークショップ等を実施します。

オ ラウンジの運営

使用頻度の高いラウンジの運営については、安全と衛生に充分配慮し、地域の方々や施設を訪れた方々に気持ち良くご使用いただけるよう心がけます。

カ NPO等専用の打合せ等のためのスペースの提供

キ ロッカー、印刷機など貸出機材の管理運営

ラウンジ内に設置されている作業コーナーやロッカーの利用調整を行います。

ク 広報掲示板等の管理運営

これまでの通り実施運営を継続するとともに、文字サイズの拡大化、外国人向けのかな表示などわかりやすく親切な掲示を行います。

B NPO等のための事務室運営事業

ア 利用団体の活動状況の把握

公平な基準で選考された団体(営利を目的とせず一定期間継続して国際交流や国際協力、異文化理解に関する活動団体)の活動状況を把握し、課題の改善に努めます。

イ 利用団体の活動支援

利用団体が打ち合わせや作業のできるスペースの確保、館内への広報物の掲示等、利用団体の活動を側面から支援します。

ウ 新たな公募および選考

次年度の更新に向けて利用団体の活動状況を基に継続意思の確認をした上で、新たな利用機会を確保します。また、事務室の空き状況に応じて適時、利用団体の公募、選考を実施します。

【外国籍県民相談窓口】

- a 一般相談: 9時から17時00分まで (受付は16時まで、昼休み12～13時)
 b 法律相談: 13時から16時30分まで(受付は16時まで)

- * 川崎、厚木窓口の土日祝日は閉所
 * 川崎、厚木窓口の土日祝日は閉所

あーすぷらざ		月	火	水	木	金	土	日
横浜市栄区小菅ヶ谷1-2-1 2階情報フォーラム内 045-896-2895	一般相談		英語 (第1、3、4) 中国語 (第1、3)	ポルトガル語 スペイン語 (第2)	中国語 韓国・朝鮮語 (第4)	スペイン語 ポルトガル語 (第4)		
	法律相談		法律相談 英語 (第1、3) 中国語 (第1、3)	法律相談 スペイン語 (第2) ポルトガル語 (第2)	法律相談 中国語 (第4) 韓国・朝鮮語 (第4)	法律相談 スペイン語 (第4) ポルトガル語 (第4)		

川崎窓口		月	火	水	木	金	土	日
川崎市幸区堀川町580 ソリッドスクエア東館2階	一般相談	タイ語 (第1) タガログ語 (第2、3、4)						
	法律相談							

厚木窓口		月	火	水	木	金	土	日
厚木市水引2-3-1 厚木合同庁舎本館1階	一般相談	スペイン語	ポルトガル語	スペイン語 (第3) ポルトガル語 (第3)				
	法律相談			法律相談 スペイン語 (第3) ポルトガル語 (第3)				

【教育相談窓口】

開設時間: 10時から17時まで (受付は16:30まで、昼休み13～14時)

*祝日は閉所

あーすぷらざ		月	火	水	木	金	土	日
横浜市栄区小菅ヶ谷1-2-1 2階情報フォーラム内	一般相談		タガログ語	ポルトガル語	中国語	スペイン語	中国語	
	法律相談		日本語	日本語	日本語	日本語	日本語	

平成 27 年度地球市民かながわプラザ人員配置計画書

業務名	人員配置	計
プラザ館長 (統括管理責任者、プラザ事業責任者)	常勤 1 名	1 名
総務班主任 (兼副館長)	常勤 1 名	1 名
総務班	常勤 2 名 アルバイト 1 名	3 名
地球学習班主任	常勤 1 名	1 名
地球学習班	常勤 7 名 非常勤 4 名 アルバイト 5 名	16 名
多文化共生・情報班主任	常勤 1 名	1 名
多文化共生・情報班	常勤 5 名 非常勤 6 名 アルバイト 1 名	12 名
清掃業務	主任 1 名 クリーンスタッフ 7 名	8 名
合 計	常勤職員 18 名 非常勤職員 10 名 アルバイト 7 名 その他 8 名	43 名

収入 (単位：円)

科目	金額
指定管理料	268,595,000
利用料金収入	20,857,800
観覧料	8,906,500
施設利用料	9,914,500
設備利用料	1,542,800
事務室利用料	494,000
事業収入	1,024,000
合 計	290,476,800

支出 (単位：円)

予算科目	金額
事業費	39,536,000
維持管理・施設運営費	119,731,000
人件費	109,693,000
消費税	21,516,800
合 計	290,476,800

支出の各費目内訳	金額
事業費	39,536,000
学習センター事業	18,226,000
情報・相談センター事業	20,580,000
サポート・ネットワーク事業	730,000
維持管理・施設運営費	119,731,000
光熱水費	43,364,000
賃借料	11,464,000
修繕費	21,753,000
委託料	29,596,000
通信費・消耗品費等	13,554,000
人件費	109,693,000
給与	89,715,000
法定福利費	11,678,000
各種手当等	8,300,000
消費税	21,516,800
合 計	290,476,800